

※詳しくは☎にお問い合わせください。

**子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・  
重度心身障害者医療費助成制度**

☎ 子育て支援課給付係 ☎ 63-1417  
☎ 福祉課福祉係 ☎ 63-1406

受給者の皆さんが病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用分）を決められた申請書で申請すると、全額または一部金額を口座に振り込む方式で助成しています。子ども医療の受給者は熊本県内の外来受診をする際、健康保険証と子ども医療受給資格者証を提示すると、自己負担額を除く一部負担金の支払いは不要です。



荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」

お住まいの近くでかかりつけの医者に持たせておきましょう。

種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
子ども医療費	0～15歳 (中学生まで) ※受給資格者証は中学生には発行されません	自己負担額を除く一部負担金 ●小学3年生まで：自己負担なし ●小学4～6年生：自己負担あり、外来500円・入院2,000円 ●中学生：入院のみ対象、自己負担あり、2,000円	誕生日 または 転入日から	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●マイナンバーがわかるもの
ひとり親家庭等医療費	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父か母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の2/3 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●戸籍謄本 ●マイナンバーがわかるもの
重度心身障害者医療費	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)1級の人	1医療機関か1施設ごとに1カ月に支払った一部負担金から ①入院2,040円 ②入院外*1,020円を差し引いた額 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑（認印で可） ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●マイナンバーがわかるもの

※入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

※平成31年4月以前に交付された受給者資格証の有効期限は平成表記になっていますが、継続して使えます。令和に読み替えて利用してください。

◎この制度を利用するときは、前もって窓口で手続きし、「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。

受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けなければ、制度の利用はできません。

◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年度の所得によって停止になることがあります。毎年8月に前年度の所得調査を行います。

◎調剤薬局での一部負担金を含みます。

◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度から医療費が給付されるときは、一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。

◎ひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が助成対象となります。

◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

**送電鉄塔付近で野焼きをしていませんか**

☎ 九電ハイテック大牟田支所 ☎ 0944-57-9618

農業や林業を営むため、やむを得ず行われる廃棄物の焼却（廃ビニールを含まないものに限る）は、野焼き禁止の例外行為ですが、農地での野焼きが原因で近くの送電鉄塔を焼損する事象が発生しています。送電鉄塔の焼損は電力の安定供給を脅かすだけでなく、鉄塔の器物破損として加害者に損害賠償が請求されることがあります。鉄塔付近で火を使うときは、最善の注意をしてください。



野焼きで焼損した鉄塔

**社会を明るくする運動  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**

☎ 少年指導センター ☎ 66-1373

7月の「社会を明るくする月」荒尾市強化月間に合わせ、犯罪・非行の防止や立ち直りを支えるなど、社会を明るくする運動として、さまざまな活動を行います。次代を担う青少年の健全育成のためにも、家庭・学校・地域が一体となり、環境づくりに取り組むことが大切です。



▲弁論大会。小・中・高・支援学校生が「社会を明るくする」をテーマに発表します



▲環境浄化パトロールとして、白ポスト点検や有害図書回収が行われます



▲ヤングステージ in あらおでは次代を担う若者がステージ発表を行います

◆行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
  - ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ◆重点事項【犯罪や非行をした人を自然に受け入れる社会の実現へ】
- ① 出所者を理解したうえで雇用する企業数を増やす。
  - ② 帰る場所なく刑務所から社会に戻る人の数を減らす。
  - ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域にする。
  - ④ 犯罪をした高齢者・障害者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作る。
  - ⑤ 非行少年などが学びを継続できる環境を作る。

●啓発事業

行事（場所）	日時	内容
出発式と市内啓発活動（出発式…あらおシティモール であいの広場）	7月1日(月) 16:00～17:30	出発式後、チラシなどの配布による啓発活動
広報啓発活動（市内一円）	7月2日(火) 9:00～11:00 7月9日(火)	広報車で巡回
弁論大会（文化センター小ホール）	7月13日(土) 9:00～12:00	小・中・高・支援学校生代表による弁論大会
環境浄化パトロール（集合…市役所玄関前）	7月20日(土) 9:30～12:30	白ポスト点検や有害図書の回収
少年相談（更生保護サポートセンター）	7月1日(月)～31日(水) 10:00～15:00 ※土・日・祝日除く	更生や少年・児童問題の相談
ヤングステージ in あらお（文化センター小ホール）	7月28日(日) 13:00～16:00	30歳以下の個人・グループのステージ発表による啓発活動

●学校や地域での取り組み

行事（場所）	日にち	内容
作文コンテスト（市内各学校）	7月1日(月)～31日(水)	小・中・高・支援学校生から作文を募集
標語の掲示（弁論大会会場と各学校）	弁論大会：7月13日(土)	小・中・高・支援学校生から標語を募集
青少年非行防止地区別懇談会（各地区の公民館・学校など）	7月1日(月)～31日(水)	非行防止懇談会

**道路沿い私有地の樹木の伐採・除草をお願いします**

☎ 土木課維持管理係 ☎ 63-1485

道路沿いの樹木や雑草が茂り道路にはみ出すと、歩行者や車両が安全に通行できません。特に交通量の多い通学路で、子どもが安心して通学できない箇所もあります。地域の環境美化と安心・安全のために、道路沿いの土地所有者の皆さんは伐採・除草にご協力をお願いします。

※私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、樹木の所有者が賠償を問われることがあります。